

平成30年度は

固定資産の評価替えの年です

■評価替えとは

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金です。税額は、固定資産評価額をもとに算出しますが、この評価額を3年に一度見直すことが、地方税法で決められています。

●家屋

平成29年中に新築または増築をした家屋は、平成30年評価基準で評価額を決定します。それ以外の家屋は、平成29年度の評価額と平成30年評価基準に基づいて計算した評価額を比較し、低い方を評価額とします。

なお、平成26年中に住宅を新築した人は、3年間の減額措置が終わり、本来の税額に戻りますのでご注意ください。

●償却資産

平成29年中に増加した資産は、平成30年評価基準に基づいて評価額を決定します。

●土地(田・畑・山林などの宅地以外の土地)

今回の評価替えでは見直しを行いませんので、税額への影響はありません。



土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧・閲覧

納税者が、自分の土地や家屋の評価額が適正か判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿を開示します。

期間 **4月2日(月)～5月1日(火)**
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日は除く

ところ 税務課、各支所地域振興課市民生活室
その他 本人確認できる証明書(運転免許証)などの提示をお願いします。納税者の代理の場合は委任状が必要です。

※縦覧：納税者が、ほかの固定資産(土地・家屋)評価額と比較して自分の評価額が適正かを判断できる制度

※閲覧：自分の固定資産(土地・家屋・償却資産)評価額を確認できる制度

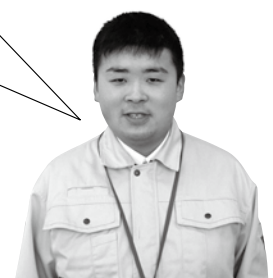
償却資産の申告はお済みですか？

償却資産の申告書が届いた人は、必ず提出をお願いします。

異動のない資産は、資産ごとに耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を決定します。

●問い合わせ 税務課資産税係
☎53・2111(内線226～228)

土地と家屋の評価額は、4月中旬に固定資産税の納税通知書と一緒に送付する課税明細書で確認できます。



税務課資産税係 富樫主事